

令和元年 11 月 6 日
農業資材審議会農薬分科会決定

農業資材審議会農薬分科会農薬使用者安全評価部会設置規程

第 1 条 農業資材審議会令（平成12年政令第288号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、農薬分科会に農薬使用者安全評価部会を置く。

2 農薬使用者安全評価部会は、農薬取締法（昭和23年法律第82号。以下「法」という。）第39条第 1 項の規定により農業資材審議会の権限に属せられた事項（法第 3 条第 1 項の登録、法第 7 条第 7 項の変更の登録、法第 9 条第 2 項の再評価、法第34条第 1 項の外国製造農薬の登録等に関するもののうち、令和元年農林水産省告示第480号（農薬取締法第四条第一項第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件）第 1 号に掲げる農林水産大臣が定める基準（農薬使用者暴露許容量）その他農薬使用者への影響評価に関する事項に限る。）を処理する。

附 則

本規程は、「農薬取締法の一部を改正する法律」（平成 30 年法律第 53 号）第 2 条の施行の日（令和 2 年 4 月 1 日）に施行する。